

平成 2 7 年舟形町議会
第 4 回臨時会会議録

舟形町議会

平成27年舟形町議会第4回臨時会会議録

招集年月日 平成27年11月24日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 11月30日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一 6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文 7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春 8番 叶内 富夫

4番 佐藤 勇 9番 加藤 憲彦

5番 奥山 謙三 10番 八 欽 太

不応招議員(なし)

平成27年11月30日（月曜日）

第4回舟形町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成27年舟形町議会第4回臨時会

平成27年11月30日（月）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	地域整備課長	伊藤 幸一
会計管理者	結城 恵美	総務課財政管財班長	小野 芳喜
総務課長	中山 進	教 育 長	齊藤 涉
まちづくり課長	沼澤 繁夫	教 育 次 長	叶内 範夫
税務福祉課長	矢作 めぐみ	監査事務局長	高橋 明彦
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	沼沢 弘明	選挙管理委員会書記長	中山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋 明彦	主 任	石川 忍
--------	-------	-----	------

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 町長挨拶
- 日程第6 承認第 2号 平成27年度舟形町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認
について
- 日程第7 承認第 3号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の専

決処分の承認について

日程第8 議案第59号 舟形町監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開会

議長 おはようございます。

開会に先立ちまして、国旗、町旗に一礼をしますので、ご起立の上ご協力ください。礼。ありがとうございました。ご着席ください。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成27年第4回臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が指名します。5番奥山謙三君、9番加藤憲彦君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期については、叶内委員長より報告をお願いします。

8番 本日開催されました議会運営委員会において、第4回臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ただいまの叶内委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日限りと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員の派遣の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶

議長 日程第5 町長挨拶をお受けいたします。

町長 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第4回の臨時町議会を招集しましたところ、公私ともにご多忙の折、全議員のご出席を賜りまして、心から厚く御礼申し上げます。

去る、9月定例町議会におきましては、議員各位のご理解とご協力をいただきまして、満場一致で全議案をご決議賜りまして、改めて御礼申し上げたいと思います。

この9月定例議会中の9月10日から11日未明にかけて発生いたしました関東・東北豪雨災害におきましては、議会を休会していただき、なおかつ議員各位から率先垂範してお手伝いをいただきまして、厚く御礼申し上げたいと思います。

また、町民の方々のボランティア、あるいは建設業協会、消防団員の皆さんからもご協力をいただきまして、さらには全職員一丸となって対応していただいたことなどによりまして、若鮎まつりを滞りなく盛会に開催することができました。

舟形町のこの団結力のすばらしさ、行動力に対するの評価、内外の多くの方々からいただいているところであります。改めて心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。

この災害につきましては、10月6日、八鍬議長さんとともに、吉村知事、上坂県土整備部長、若松農林水産部部長などに、河川のしゅんせつ、あるいは激甚災害指定による三光堰頭首工の早期復旧等を要望してまいりました。

なお、三光堰頭首工の災害復旧につきましては、激甚災害の指定が該当し、11月5日に査定を受け、来年の作付に間に合うよう工事を施工することとなっておりますのでご報告申し上げます。

さて、町では地域おこし協力隊の募集を今引き続き行っておりましたが、このたび2名の応募がありまして、1名はこの3月まで最上地域雇用創造推進協議会に籍を置きまして、舟形町で活動していただきました太田和慶さんが12月から着任いたします。6次産業化で取り組んでおります特産品の販売、特産品の開発などを担っていただくこととしております。

もう1名の方であります。埼玉市在住の長江亨さんという方です。現在、内定を出しております。実際に舟形町に来てみて判断されるとのことでありますが、きょうの情報によりますと、来年1月15日ごろから舟形のほうに来てみたいというふうなことであります。

さて、本日本会議にご提案申し上げます案件であります。関東・東北豪雨災害に伴う補正予算の専決処分として、一つは平成27年度舟形町一般会計並びに簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認について2件、監査委員の辞職に伴う人事案件として舟形町監査委員の選任について1件、以上3件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 日程第6 承認第2号 平成27年度舟形町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

6番 1点だけ確認させてください。ページが18ページの土木費でございます。河川費で400万円ございますが、10月の説明会のときにアユパークの施設が一千五百何がしで400万円追加の予定だという、その内容でしょうか。内容についてお伺いします。

地域整備課長 この400万円につきましては、土砂・立木撤去作業一式と、あと側溝等噴水高圧洗浄バキューム作業ということで400万円の計上をさせていただいています。

6番 そういう事業については、委託料という形で計上するのでしょうか。何か委託というと、どこかにそういうことをお願いするようなイメージなんですけれども、そういう立木等の処分をするのであれば、委託じゃなくて何か災害復旧とかそういう事業になるのかなと思ったものですから、その辺をお伺いします。

地域整備課長 清掃的なイメージでございます。それで、業務的に年間通じて整備委託をしている業者さんもおまして、内容的にはそういった類似性のあるものであるということで、委託料というふうな設定で計上させていただきました。

6番 そうすると、年間での委託料があつて、そのほかに今回の災害で400万円追加をしたということなんでしょうか。

地域整備課長 はい、そのとおりでございます。

議長 ほかにありませんか。

8番 16ページの商工費についてお伺いいたします。商工費の中で、ふながた若鮎まつり洪水災害緊急対応事業とありますけれども、この事業につきまして、支出はテントの借り上げ料からいろいろありましたけれども、町のこれに対する危機対応はどうなっているのか。その体制をお聞きしたいと思います。

総務課長 この件につきましては、うちのほうで今回の台風が来るときには、危機管理室並びに総務課全職員、それから地域整備課、産業振興課のほうで待機をしております。その気象情報等がパソコン等で入りますので、河川の水位状況等をずっと確認をしております。

それで、最初に出たのが1時過ぎころだと思えますけれども、その段階では一応、防災無線等で放送しておりまして、6時ごろにも今度は洪水警報が出ましたので、そのときにも出て、実際に河川等をパトロールもしております。それで、担当課、担当課ごとのそのエリアのパトロール等をやっております。

それで、今回については、水位状況をずっと眺めて、現場も夜まで、12時過ぎまで、1時ご

るまで確認をしておったんですけれども、その後水位が下がってきたというふうなことで、危機管理室を2名残して、その他は一旦解散しております。その後、急激に雨が降りまして、2時半ごろに再招集をかけまして、担当課のほうについては、災害対策本部はその段階では設置をしておりませんので、総務課のほうを中心に来て、担当課は自分のエリアを確認のために集合して現場等を確認したというふうなことです。それで、帰る1時ごろには、河川、若鮎まつりの会場等はぎりぎりでしたが上ってこなかった状況でありまして、気象情報も水位が上流で下がってきているというふうな状況もありまして解散したわけですが、その後、1時間ぐらいの間に急激に雨が降って増水したというふうなことであります。

それで、夜間でもあって、ちょっとその対応について、今後どういうふうにしていかなければならないのかというようなことについては、今後検討していく必要があるんだろうなというふうに思っております。

8番 若鮎まつりの同じ会場内にある民間の施設では、いち早く洪水が来るだろうという想定のもとに、最小限に災害を未然に防ぐためにいろいろな措置をとったという話を聞いております。確かに、町でもその時点では災害想定は難しかったと思いますけれども、もう少し早く手を打ってれば、いろいろなテントなり机なりの借用物をもう少し早く高台に移動されなかしておいておれば、もう少し災害が未然に防げたのではないのかと思います。確かに、町の危機管理室を立ち上げまして、いろいろ情報収集してやりましたけれども、結果的にはそれが何ら効果がなかったというように私は理解をしております。

いつ起こるであろう大きな災害の前には、空振りを恐れずに事前に判断をして、撤去して、そして最小限に災害を未然に防ぐような危機管理体制をこれからしっかりつくっていただきたいと思います。その辺のお考え、もう一度お聞きいたします。

総務課長 危機管理室のほうについては、現在増員になっているわけではなくて、消防交通安全防犯対策がその任に当たるというようなことで新たに町長が整備をして、最近はいろんな豪雨があるというようなことで、それらの対応についても対応するよというよことになっておりますけれども、なかなかできていないのが現状であります。

それで、今回のテント等の撤去につきましては、産業振興課のほうでも相当苦慮して、撤去するかどうか悩んでいるというふうな話を聞いています。ただ、時期が時期だったといひますか、若鮎まつりがその土曜日にあるというふうなことで、それを一回撤去した場合、その再設置をするのに相当、若鮎まつりに間に合うのかどうかというふうなこともあったよ、天候状況も踏まえながらぎりぎりの判断をしようとしておったというふうに聞いておりますけれども、それがちょっと夜中であつたというよなことで、それができなくなつております。

今後、危機管理体制をどうするかというよなことも含めまして、国等からJアラートとか

いろいろなものが、放送が来るようになっておりますが、今の体制ではなかなか難しい状況なので、今後その職員体制の職員の配置等についても、今後町長のほうと相談しながら配置体制も考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

8番 国からの災害対応マニュアルをいろいろ見てみますと、空振りを恐れずに事前に災害を未然に防ぐような最大的な措置をなささいという趣旨の内容があると私も聞いておりますけれども、これからいろんな形で予期せぬ災害が来るだろうと予想されます。その中で、危機対応能力の向上なり、職員一人一人のレベルアップなり研修なり、いろんな形で災害を未然に、また最小限に抑えるような努力をこれから一生懸命やっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 答弁は要りませんか。（「要りません」の声あり）ほかにありませんか。

4番 全く今のと同じ質問のような状況になりますけれども、やはり隣の小国川観光さんのほうでは、事前に畳を上げて、洪水が出るのを、水が出るのを予測して対応していたと。しかしながら、アユパークにおいては、各町内から借りているテント、脚を畳んだままテントがかかっていた状態なわけです。そういうふうなものに対しての危機感がかなり薄かったのではないかなと。あそこは堤防がないわけです。河川敷の状態なんです。河川敷の状態の中に、ああいう状況のときにテントを置きっ放し、置き去りにするということは大変危険な行為であったのではないかと思います。

その後、今現在、あそこで流れた残渣と申しますか、見えないところまで流れていっているわけです。小松地区の圃場整備の入り口のところには、仮設トイレの下のためですが今でも放置されたままの状況になっております。

それと同時に、あのときに被害に遭ったテントの補償問題もこの予算にあらうかと思えますけれども、被害がなかったテントを各町内会に返却した時点のときの町内会に対しての断りというか弁が全くない状態で、公民館前にただテントが置いたままであって連絡もなかったというようなことを伺ったんですけれども、そのことについては、例えば各町内から何張り借りて、総数幾らのテントで被害テント数は幾らで、おたくのテントは被害がなかったので返しましたというふうな状況を各町内会に伝えておるのですか。確認したいと思います。

産業振興課長 まず、危機管理的な形から言いますと、かつてあそこは、あのくらいの水が上るというようなことはなかったというようなこともありまして、私自身も大変その辺の危機管理については薄かったのかなというようなことで、当然反省しながら、今後いろんな形で対応していかなければならないのかなというふうに思っています。

それで、今議員指摘のとおり公民館の前に置き去りというふうな形についての内容についてと、それからお断りをしながら説明をもって返したのかというふうなことについては、状況を把握していませんでしたので、その辺は再度確認させていただいてご報告申し上げたい

と思います。

4番 確かに、町民の方々もどういう被害があったかということを知るべきだと思います。そのためをもつても、テントの状況を、全体の状況と各町内会の返却の状況を確認した上で、通知したりお礼を伝えるべきだと思いますので、今後確認して、よろしくお願いします。

議長 答弁ありますか。

産業振興課長 おっしゃるとおり、責任を持って対応したいと思います。

議長 ほかにありませんか。

2番 今の関連の質問なんですけれども、土砂撤去等やっていただいたということだったんですけれども、うちのほうの流雪溝のこの話を前にしたんですけれども、土砂もあそこに堆積していて、これから雪が降ると、そこで雪がとめられて大変難渋すると思いますので、その辺も含めてきめ細かく、激甚災害に指定されたということもあるでしょうから、冬に向けて、各そういう関連の団体とかに聞き取り調査をして当たっていただきたいと思います。

地域整備課長 今、ご指摘のとおり、町のほうでも小国川の堆積した土砂のしゅんせつについては再三なく県のほうにお願いしてございます。さらに、これからも要請、要望をしていきたいと思っておりますので、まずは災害の現場的な対応もさることながら、川の土砂のしゅんせつというのは一番の要策だと思いますので、今後とも力を入れていきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

6番 今回のこの専決については、急を要する部分かと思いますが、前の説明の中で、ポンプ車積載車が1台だめになったということでございますが、大変重要なものといえますか必要なものと思います。それで、今の段階での計画といえますか、導入の計画はどうなっているのかお伺いします。

総務課長 まず一つは、壊れたポンプ車については、かなり前の車で、ポンプであったので、そして自動ポンプであるというようなこともあって、修繕が不可能だというようなことで、今町のほうで持っている予備ポンプのほうで、それを入れかえて今使っていただいております。

それで、来年度につきましては、一応2台別地区を予定しておりましたけれども、地域の要望で、負担金もございますので、その負担金が大丈夫だということであれば、来年度の計画のほうに3台を入れて、計画を1台ふやして対応してまいりたいというふうに思います。この辺については、地域の要望を最終的に取りまとめて、来年度の予算要求に反映したいというふうに思っております。

6番 必要なものでございますので、その3台導入はよろしいんですが、優先的にといえますか、今回の損傷したポンプ車について優先的に進めていただきたいと。

なお、地元負担金があるわけですが、こういった場合、普通の更新と違うわけですから、そのあたりは何といえますか、差がつけられるのか。そのあたりはどういうふうに考えていま

すか。

総務課長 一応、負担金の差は考えておりませんが、もともと紫山地区については、その3年後くらいに更新をする予定でありましたので、それがちょっと3年間くらい繰り上がるというふうなことです。ご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決します。承認第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第3号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について

議長 日程第7 承認第3号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

8番 補正予算額50万円についてお伺いします。その事業費の中で、管理費の中で1億幾らの予算があります。安易に一般会計から50万円の繰り出しではなくて、事業管理費の中からの50万円の操作はできなかったのかどうか。その辺、お伺いします。

地域整備課長 当初予算の枠についても安易に組んでいるわけではございませんので、当初予算の枠のほかの事業が出てきたというふうなことで、一般会計からの繰り入れをお願いし、計上させていただいたところです。

8番 監査報告書にありますとおり、特別会計はなるべく独立会計に持っていきなさいという指摘があります。そんな中で、安易に一般会計より繰り出しをするのではなくて、その事業費の中での結構予備費なりいろんな形でありますので、その辺を切り詰めて、流用しながら、なるべく一般会計に負担をかけないような特別会計の事業勘定にするような努力をやっていただきたい。また、いろんな形で災害がやってくるかもしれませんが、その中で企業

努力、特別会計の中での努力によりまして、独立会計に近いような形の会計形態に持っていくような努力をこれからしていただきたいと思いますので、その辺の考えをお伺いします。

地域整備課長 簡易水道事業につきましては、平成29年度に再編事業というようなことを目指して、公営企業に移行する予定でございます。それまでに、ちゃんとした形で公営企業に移行していくというのが今の目下の課題でございます。今、8番議員さんがおっしゃるとおり、一般会計への負担というふうなことのご指摘でありますけれども、当然切り詰めた形で当初予算も計上してございますので、そういった年度のまだ半ばでございます。今後、どういったいわゆる交渉等が出てくるやもしれません。そういったところで、今回安全策というふうなことで、別枠として新たな事業というふうなことで今回計上させていただいたというようなことでございますけれども、一般会計への負担というふうなことは肝に銘じて、今後運営に当たりたいと思います。

議長 ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。承認第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第59号 舟形町監査委員の選任について

議長 日程第8 議案第59号 舟形町監査委員の選任について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

5番 一つ確認であります。これまで渡邊さんは舟形町の仕事もしてきておるように聞いております。そういった中で、今後監査委員というふうな立場の中で、利益相反といいますが、そういうような関係で町とのかかわりがどういうふうになっていくのか質問したいと思います。

町長 渡邊さんも設計事務所を開設しておりますので、過去の業務の実績を検分しましたら、平成24年を最後に最近受注はしていないようであります。

今、ご質問でありますけれども、地方自治法第199条の2であります。監査執行上の除斥という項目があります。これは議会の皆さんも同じでありますけれども、「監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない」という監査執行上の除斥の運用があります。したがって、仮にこれから受注になって、その監査が生じてきた場合は、当然渡邊さんは監査執行上の除斥になりますので、もう一人の方がこの監査をすると、職務を行うべきであるというふうな状況になるというふうに思います。

5番 ただいまの答弁を聞いていますと、今後とも、町の業務的なことを請け負うということは可能であるというようなことでよろしいですか。

町長 渡邊さんも、皆さんもご承知のとおりそれなりの人格者でありますので、見識も深い方ありますので、町でもそういうものなんだよというふうなことは、お互いに因果関係がないようにするのも一つであるだろうし、ただ受注した場合でも監査の場合は自分の仕事は自分で監査できないという条項もありますので、この2つの課題というふうなものを精査しながら、因果関係がないようにするのが一番いいのかなというふうに思っています。

5番 ぜひ、こういうふうな利害関係のないような形で、公平な立場の中で町の執行についての監査をお願いしたいというふうに思いますので、彼女にとってはちょっと不利益になるのかちょっと心配でありますけれども、公平公正な立場での監査をお願いしたいというふうに思いますので、これについては十分注意を払って進めていっていただきたいというふうに思います。以上です。

町長 今、奥山議員の意を体しまして、対応していきたいと思えます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

会議を閉じます。平成27年第4回臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ご苦労さまでした。

午前10時48分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 鍬 太

署 名 議 員 奥 山 謙 三

署 名 議 員 加 藤 憲 彦